

社会福祉協議会は“おおなんの子どもたちの夢”を応援します！

## 令和8年度 奨学資金貸与事業のご案内〈無利子〉

邑南町社会福祉協議会では、令和8年度奨学資金貸与事業の奨学生を募集します。この事業は、町出身の学生で経済的な理由によって就学が困難な方に対して、無利子で学資を貸与する制度です。

高校、大学等に在学中の方にも貸与可能です。年度途中でも随時受付とします。お気軽にご相談ください。



### ◆奨学生の資格

奨学生となる方は、町出身の学生で、経済的理由により学資の支弁が困難であり、他の資金からの借入を受けることも困難であると認められた方。また、奨学生選考委員会において適当と認められた方。

- ・町内に5年以上居住している方。
- ・両親又は両親にかわる保護者が10年以上町内に居住している方。

### ◆対象

高等学校、高等専門学校、短期大学、大学（\*但し大学院は対象となりません）

### ◆貸与額

- ・高等学校  
月額 20,000円以内
- ・専門学校、短期大学、大学  
月額 100,000円以内  
〔\*奨学資金貸与総額＝  
希望月額×就学月数〕

### ◆奨学生の決定

奨学生選考委員会において選考の上で仮決定する。（一時決定2月下旬以後は随時）  
在学証明書の提出をもって本決定とする。

### ◆貸与方法

年3回指定口座へ振り込み  
（4月・8月・12月）

### ◆据置期間

卒業後5ヶ月  
（6ヶ月後から償還開始）

### ◆返還期間

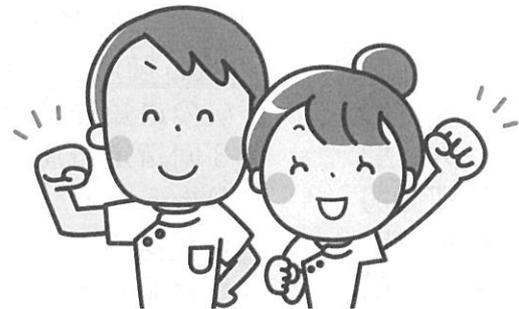
10年以内

### ◆返還額

貸与総額（無利子）

### ◆返還方法

月賦または半年賦／年2回（3月末、9月末）のいずれか



受付期間：令和8年1月9日（金）～2月13日（金）

## 社会福祉法人邑南町社会福祉協議会奨学資金貸与事業〈募集要項〉

### 【目的】

町出身の学生であって、経済的な理由により就学困難な者に対して社会福祉法人邑南町社会福祉協議会奨学資金貸与規程の定めるところにより学資を貸与する。

### 【資格】

奨学生となるものは町出身の学生であって学資の支弁が困難なもので、他の資金からの借入を受けることが困難であると認められ者で、奨学生選考委員会において適当と認めた者。

- ・町内に5年以上居住している者
- ・両親又は両親にかわる保護者が10年以上町内に居住している者

### 【対象】

高等学校  
高等専門学校  
短期大学  
大学（ただし大学院は対象としない）

### 【貸与額】

高等学校 月額 20,000円以内  
短期大学・大学 月額 100,000円以内

### 【申請手続き】①奨学資金借入申込書（※自署でご記入下さい）

- ②両親又は両親にかかわる保護者の所得証明書
- ③借入申込者及び連帯借入申込者の住民票
- ④その他必要と認められる書類（合格通知書または在学証明書）

\*奨学資金借入申込書には連帯借入申込者及び連帯保証人が連署しなければならない。

\*連帯借入申込者は両親又は両親にかかわる保護者でなければならない。

\*連帯保証人は60歳未満、町内在住で独立の生計を営む者

※申請用紙は社会福祉協議会（高原）または各センターに取りにおいでください。

【奨学生の決定】 奨学生選考委員会において選考の上これを仮決定する。

（一時決定は2月下旬、選考委員会を開催予定）

入学後、在学証明書の提出をもって本決定する。

以後は随時受け付け、決定とする。

【貸与期間】 正規の最短修業年限とする。

【貸与方法】 年3回指定口座へ振り込み（4月・8月・12月）

【据置期間】 卒業後5ヶ月（6ヶ月後から償還開始）

【返還期間】 10年以内（10年以内であれば返還期間は設定できます。）

【返還額】 貸与総額（無利子）

【返還方法】 月賦（振込）または半年賦/年2回（3月・9月）のいずれか

【お問合せ先】 社会福祉法人邑南町社会福祉協議会/地域福祉課

☎：0855-84-0332 IP：050-5207-5434